

別表

	対象工事	備 考
1	既存住宅の増築工事、改築工事及び減築工事	
2	台所、浴室、洗面室及びトイレの改修工事	
3	給排水衛生設備工事	1 増築、一部改築、減築工事その他のリフォーム工事による撤去、移設、修理、取替又は新設並びに住宅の外部における配管及び配線工事は対象とする。 2 給湯器その他の器具交換のみの工事は、対象としない。
4	給湯設備工事	
5	換気設備工事	
6	電気設備工事	
7	ガス設備工事	
8	オール電化住宅工事	工事の必要ないIHクッキングヒーターその他の機器の設置は、対象としない。
9	屋根のふき替え工事及び塗装工事並びに防水工事	
10	外壁の張替工事及び塗装工事	
11	部屋の間仕切りの新設及び変更工事	
12	床、内壁、天井の張替、塗装その他の内装工事	1 床暖房（ガスや電気式）工事は、対象とする。 2 内装工事に伴う室内カーテン、ブラインドその他の物品の取替工事又は新設工事は対象とする。ただし、当該物品の取替又は新設に当たり工事を伴わない場合は対象としない。
13	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱工事	
14	ふすま紙及び障子紙の張替工事、畳の取替工事（表替え又は裏返しを含む。）	
15	雨どい等の取替工事及び修理	
16	建具及び開口部の取替工事及び新設工事	1 手動又は電動シャッターは、対象とする。 2 建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルムその他の物品の取替工事又は新設工事は、対象とする。ただし、当該物品の取替又は新設に当たり工事を伴わない場合は対象としない。
17	造作家具工事	大工工事が伴うものに限る。
18	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張、エレベーターの設置その他これらに類する工事をいう。）	
19	防音工事（防音天井、防音壁及び防音サッシの改修その他の工事をいう。）	
20	リフォーム工事に伴う既存住宅の解体工事	既存住宅の増築、改築、減築工事その他リフォーム工事に伴う部分の解体工事を対象とし、解体工事のみを単独で行う場合は対象としない。

備考 この表の規定にかかわらず、この表の対象工事の欄に掲げる工事が重複して他補助制度の対象工事となっている場合は、第3条の規定により、当該重複する部分の工事を住宅リフォーム補助金の交付の対象工事としない。

補助対象にならない工事等の例

- ・合併処理浄化槽の設置工事（環境生活課で別補助制度あり）
 - ・太陽光発電システム設置工事（ゼロカーボン推進課で別補助制度あり）
 - ・店舗、工場、事務所、車庫、物置、倉庫その他の居住以外の部分に係る工事
 - ・外構、庭、門扉、塀又は整地工事
 - ・住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラス、ウッドデッキその他の開放型施設の設置工事
 - ・植栽、剪定その他の植栽工事
 - ・雨水浸透ますの設置及び雨水タンク設備の設置工事
 - ・防犯ライト、防犯カメラその他のセキュリティシステムの設置工事
 - ・消防設備、防災用品の購入及びその設置工事
 - ・住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入及びその設置のみの工事
 - ・家具の固定のための器具購入及び取付工事
 - ・シロアリ駆除その他の防虫、消毒を目的とした薬剤の散布及び塗布
 - ・ハウスクリーニング及び排水管の清掃
 - ・公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事
 - ・他の補助制度等を利用する工事
- （介護保険制度又は障害者福祉制度の対象となる改修工事、長期優良住宅化リフォーム推進事業その他の補助を利用される場合は重複しないよう御注意ください。）
- ・書類作成費、電力申請料その他の事務費
 - ・設計費、工事監理費及び工事中の移転費用

※具体的な対象工事例を市ホームページ【匠瑤市住宅リフォームQ&A】に掲載しておりますのでご確認ください。
※申請書類に不備のある場合には、受付ができない場合もあります。詳しくは都市整備課までお問い合わせください。